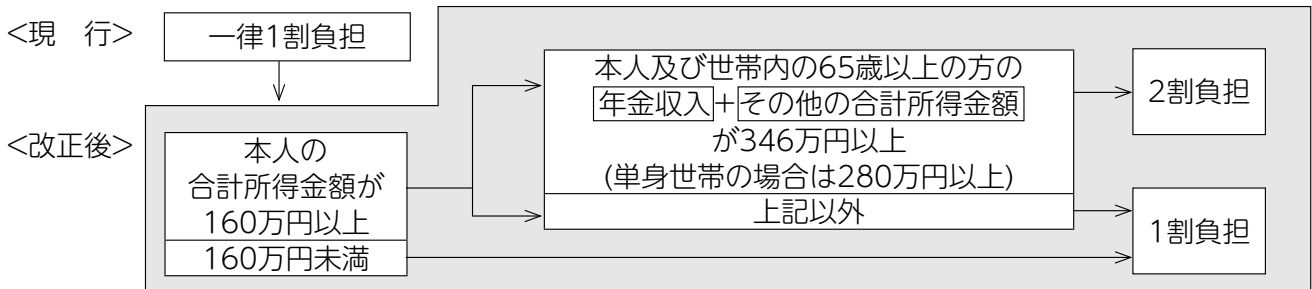


平成27年8月から介護保険の利用者負担割合などが見直されます

問合せ：住民ほけん課 高齢介護担当 ☎ 991-1886

1. 65歳以上の方の利用者負担割合の見直し

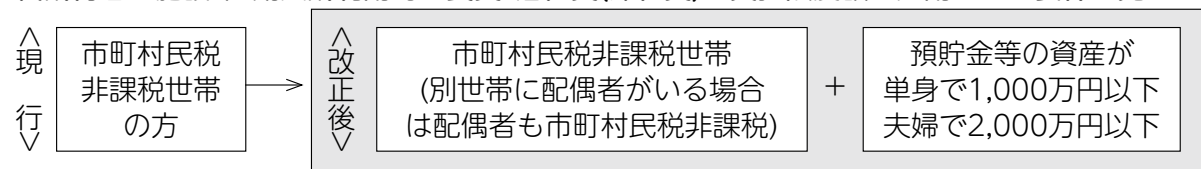


2. 課税世帯の方の高額介護(介護予防)サービス費の負担限度額の見直し

<現行>		<改正後>	
市町村民税課税世帯の方	37,200円	現役並み所得者※のいる世帯の方	44,400円
		上記以外の市町村民税課税世帯の方	37,200円

※ 本人の課税所得が145万円以上の65歳以上の方で、本人及び世帯内の65歳以上の方の年収の合計が520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)の方

3. 低所得者の施設・短期入所利用時の食費・居住費(滞在費)の負担限度額が適用される要件の見直し



平成26年度 松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況について

問合せ：総務課 職員文書担当 ☎ 991-1896

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

1. 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示(不存在を含む)	
町長	5	0	2	2	4
合計	5	0	2	2	4

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

注2 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、開示請求の取下げが1件あったためです。

2. 松伏町個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示(不存在を含む)	
町長	4	1	4	0	5
合計	4	1	4	0	5

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

注2 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の公文書開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

(2) 保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。

各条例に基づく請求内容等については町ホームページに掲載されている「平成26年度松伏町情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書」をご覧ください。